「博物館収蔵庫リニューアル改修
その他電気工事（週休２日）」

見積募集要項

令和７年１月６日

名古屋市

目次

１．　目的 1

２．　工事の概要 1

３．　参加資格 1

４．　本募集のスケジュール 5

５．　担当部署（問合せ先） 5

６．　質問の受付と回答 5

７．　見積書等の提出・見積合わせ 6

８．　契約候補者の決定 7

９．　結果の通知・公表 7

１０．契約に関する事項 7

１１．留意事項 8

１． 目的

令和 6 年 10 月 25 日に「博物館リニューアル改修電気工事（週休 2 日)」について、公開での見積募集を行ったが、参加者がなく不調となった。工事の規模が大きすぎて参加できなかったという意見を踏まえ、より参加しやすくなるよう４分割し、工事ごとの規模縮小を図った。

名古屋市博物館は令和 8 年 9 月～10 月に開催されるアジア・アジアパラ競技大会を契機に、歴史・文化などの名古屋の魅力を国内外に発信する役割を担い、現在、大会の開催に合わせた特別展の準備を進めているところであり、国外の博物館とも協力関係にあるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号に基づく随意契約を想定し、速やかに契約手続きを進めるため、本工事の見積を改めて募集の上、契約候補者及び次点候補者を決定する。

２． 工事の概要

(1)　工事名

博物館収蔵庫リニューアル改修その他電気工事（週休２日）

(2)　工事場所

名古屋市瑞穂区瑞穂通 1 丁目 27 番地の 1

(3)　工事内容

市公式ホームページで公開する「仕様書等」のとおり

(4)　工事期間

契約締結日から令和 8 年 7 月 17 日まで（予定）

(5)　予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）

金　497,724,000 円

(6)　事業所管局

教育委員会

３． 参加資格

(1)　本募集に参加する者は、別表 1 に示す募集参加資格[1]から[5]までに定める募集参加資格を満たすほか、次に掲げる資格を全て満たしていなければならない。

別表１　募集参加資格

[1]	登録区分	工事請負
[2]	業種・等級区分	本工事は、単体による施工方式又は構成員数を 2 者とする特定建設工事共同企業体による共同施工方式とする。 【単体の場合】 電気工事・A 等級（経常建設共同企業体を含む。） 【構成員を 2 者とする場合】 （代表構成員）電気工事・A 等級（経常建設共同企業体を除く。） （第 2 構成員）電気工事・A 等級又は B 等級（経常建設共同企業体を除く。）
[3]	出資割合	【構成員を 2 者とする場合】 （代表構成員）50%以上 70%以下 （第 2 構成員）30%以上 50%以下
[4]	事業所の所在地	【単体の場合】 ― 【構成員を 2 者とする場合】 （代表構成員）― （第 2 構成員）名古屋市内に、本店を有する者であること。
[5]	施工実績	【特定建設工事共同企業体の場合は代表構成員のみ】 平成 21 年度以降に、元請けとして、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物に係る契約金額が 1 億円以上の電気工事を施工した実績を有する者であること。ただし、元請けとして施工した名古屋市住宅都市局等発注工事については、工事成績が 65 点未満のものは、本施工実績とはならない。

ア　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。

イ　施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15 財用第 5 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは見積代理人として使用する者でないこと。

ウ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされ

ている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、募集要項で定める本市の競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。

エ　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、募集要項で定める本市の競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。

オ　本募集の開始日から見積合わせの日までの間に、指名停止の期間がない者であること。

カ　本募集の開始日から見積合わせの日までの間に、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成 20 年 1 月 28 日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19 財契第 103 号）に基づく排除措置の期間がない者であること。

キ　工事成績評定点

（ｱ）令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に、工事目的物の引渡しが行われた工事（次のａからｄのすべてに該当する工事に限る。また、特定建設工事共同企業体が受注した工事については、代表構成員として施工した工事に限る。以下「成績判定対象工事」という。）の実績が 2 件以上ある場合の工事成績の平均点が 60 点以上であること。ただし、令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に、工事目的物の引渡しが行われた成績判定対象工事の実績が 2 件以上ある場合で当該期間における工事成績の平均点が60点未満であったために令和 5 年 6 月 1 日から令和 6 年 5 月 31 日までに公告した工事における入札参加資格がなかった者については、この参加資格を求めないものとする。

ａ 元請けとして施工し、工事成績評定が行われた工事

ｂ 住宅都市局が工事成績評定を行った工事

ｃ 参加資格[2]に示す業種と同一業種の工事

ｄ 最終契約金額が 500 万円以上の工事

（ｲ）住宅都市局が工事成績評定を行った工事（元請けとして施工した工事に限る。）において、本募集の開始日の 1 か月前の日（前月の同じ日（同じ日が無い場合はその直前日）をいう。）から見積合わせの日までの間に、60 点未満の工事成績の通知を受けた者でないこと。ただし、公衆損害事故等の理由で指名停止を受けたことにより、工事成績が 60 点未満に減点された者については、この参加資格を求めないものとする。

(2)　注意事項

ア　募集参加資格[1]及び[2]に示す登録区分及び業種・等級区分は、名古屋市における令和5年度及び令和6年度競争入札参加資格の認定を募集要項に記載した見積合わせの日現在において受けていること。

イ　募集参加資格[5]において共同企業体の実績を施工実績として申請するときは、その申請者の当該共同企業体における出資比率が20%以上であること。(異業種による共同企業体の実績を施工実績として申請するときは、その申請者の当該共同企業体における分担業種と施工実績で求められる業種が同一であることが確認できること。)

ウ　募集参加資格[5]において実績を求めるときの「その他別に定める法人」とは、以下の法人をいう。

(ｱ) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第45条に規定する公共法人、又はこれらに準ずるものとして国土交通省令で定める法人(地方住宅供給公社、地方道路公社及び高速道路株式会社等)

(ｲ) (旧)財団法人名古屋市建築保全公社

(ｳ) 公益財団法人名古屋まちづくり公社((旧)財団法人名古屋都市整備公社を含む。)

(ｴ) 公益財団法人名古屋市みどりの協会((旧)財団法人名古屋市みどりの協会を含む。)

(ｵ) 中部国際空港株式会社

なお、実績として申請する工事請負等の契約時に上記(ｱ)に該当した団体も含めるものとする。

エ　募集参加資格[5]において実績を求めるときのただし書きにおける「名古屋市住宅都市局等発注工事」とは、名古屋市住宅都市局が発注した工事又は名古屋市住宅都市局以外の局等が発注して名古屋市住宅都市局が工事成績評定を行った工事とする。

オ　中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)、商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)又は有限責任事業組合契約に関する法律(平成17年法律第40号)によって設立された事業協同組合等(以下「組合」という。)と当該組合の組合員との双方が同時に本募集に参加することはできない。(官公需適格組合証明基準に適合しているとして中小企業庁の証明を受けた者で特別な理由があり適当と認められた場合を除く。)

(3)　経常建設共同企業体の取扱い

ア　(1)の資格については、経常建設共同企業体の全ての構成員が要件を満たす者であること。

イ　募集参加資格[1] 及び[2]に示す登録区分及び業種・等級区分は、経常建設共同企業体として要件を満たす者であること。

ウ　募集参加資格[5]に示す施工実績は、経常建設共同企業体又は経常建設共同企業体のいずれかの構成員において要件を満たす者であること。

(4)　特定建設工事共同企業体の取扱い

ア　(1)の資格については、特定建設工事共同企業体の全ての構成員が要件を満たす必要がある。

イ　特定建設工事共同企業体は、自主結成とするが、各構成員は本工事における 2 以上の特定建設工事共同企業体の構成員となることはできない。

ウ　特定建設工事共同企業体の出資割合は募集参加資格[3]による。

4．本募集のスケジュール

質問書受付	令和 7 年 1 月 6 日（月）　～　令和 7 年 1 月 17 日（金）
質問書に対する回答	令和 7 年 1 月 23 日（木）頃までに公開
見積書等の提出	令和 7 年 1 月 30 日（木）　午前 9 時～9 時 30 分
見積合わせ	令和 7 年 1 月 30 日（木）　午前 9 時 30 分
契約候補者の通知	令和 7 年 2 月中旬予定

5．担当部署（問合せ先）

〒467-0806　名古屋市瑞穂区瑞穂通 1 丁目 27 番地の 1
名古屋市教育委員会博物館総務課
TEL　：052-853-2655
E-mail：a8532655@kyoiku.city.nagoya.lg.jp

6．質問の受付と回答

(1)　質問の受付

電子メールにより受付するため、様式 1「質問書」に記載の上、担当部署にメールで提出すること。なお、質問書は令和 7 年 1 月 17 日（金）午後 5 時までに提出すること。ファックス、来庁又は電話による質問は受け付けない。

(2)　質問の回答

令和 7 年 1 月 23 日（木）頃までに市公式ホームページに公開する。

7．見積書等の提出・見積合わせ

(1)　提出書類

ア　見積書（様式２）

イ　積算内訳書

ウ　参加資格確認申請書（様式３，４）

(2)　提出部数

1 部

(3)　提出方法

原則として（4）の日時・場所に持参すること。見積書（様式２）については、必要事項を記入して、押印したものを封印し、表に見積者の商号又は名称、見積合わせの日及び件名を記載した上、提出するものとする。都合が悪く郵送等による別の提出方法を希望する場合は別途案内するため、令和 7 年 1 月 17 日（金）の午後 5 時までに担当部署まで連絡すること。

契約候補者の決定にあたっては、見積書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって契約予定金額とするため、見積提出者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。

(4)　見積書等の提出日時・場所

日時　令和 7 年 1 月 30 日（木）　午前 9 時～9 時 30 分

場所　〒467-0806　名古屋市瑞穂区瑞穂通 1 丁目 27 番地の 1

名古屋市博物館仮事務所会議室

※　仮事務所の詳細については、市公式ホームページに公開する「名古屋市博物館仮事務所地図」を参照

(5)　見積合わせ日時・場所

日時　令和 7 年 1 月 30 日（木）　午前 9 時 30 分

場所　(4)と同じ

(6)　見積合わせの実施方法

ア　午前 9 時から 9 時 30 分まで受付をするので、来所した者から順に見積書を提出する。

イ　見積書提出後の変更、取り下げはできないものとする。

ウ　見積者は受付終了時まで会議室内にて待機するものとする。

エ　受付終了後、見積書等の提出があった者（郵送等による提出者含む）の中で、見積書の金額の低い者から順に、①見積提出者②各見積提出者の見積書の金額を口頭で発表する。

オ　見積金額が同額の者がいた場合、くじ引きにより契約交渉順位を決定する（郵送等による提出者について、見積金額が同額であった場合には当該事務に関係のない本市職員が代わってくじを引くものとする）

(7)　見積合わせにおける注意事項

ア　運営の都合上、各者出席者は 1 名とすること。

イ　来場の際は公共交通機関を利用すること。

8．契約候補者の決定

見積書等の提出があった者の中で、予定価格の制限の範囲内で、見積書の金額が低い者から順に参加資格及び積算内訳書の確認を行い、確認ができた場合に契約交渉順位第一位の契約候補者とし、次点の者を次点候補者として決定する。なお、見積金額が同一の者が複数いた場合は、くじ引きにより順番を決定する。

9．結果の通知・公表

結果は見積提出者（見積書等の提出があった者）全員に通知する。通知する内容は、①契約候補者及び次点候補者、②見積提出者、③各見積提出者の見積書の金額とする。また、仮契約の締結後に通知と同じ内容を市公式ウェブサイトへの掲載により公表する予定である。

10．契約に関する事項

(1) 契約保証金の納付義務

契約候補者は、地方自治法施行令第 167 条の 16 及び契約規則第 30 条の規定により、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を契約保証金として納付しなければならない。ただし、契約規則第 4 条第 3 項に規定する有価証券又は銀行等の金融機関若し

くは前払保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、免除する。

(2)　次のいずれかに該当した者とは、原則として契約をしないものとする。

ア　提出書類等に虚偽の記載をしたことが発覚したとき。

イ　募集要項に示した提出書類等の作成及び提出に関する条件に違反したとき。

ウ　３.参加資格の条件を満たさなくなったとき。この場合、「見積合わせの日までに」を「契約締結までの間に」と読み替えるものとする。

エ　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条、第 8 条第 1 号若しくは第 19 条に違反し公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令若しくは課徴金減免制度の適用を受けたとき、又は同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき。

オ　贈賄・談合等著しく本市との信頼関係を損なう不正行為の容疑により個人若しくは法人の役員等又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

１１．留意事項

(1) 本募集に要する経費及び提出にかかる費用は、全て参加者の負担とする。

(2) 本募集にかかる工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号)第 9 条、第 16 条及び同法施行令第 2 条で規定する分別解体・再資源化等を義務づけた対象建設工事である。

(3) 見積合わせにおいて予定価格の制限の範囲内の見積がない場合、公開での見積合わせは打ち切りとし、その後は最低金額の見積書を提出した業者と交渉する。